

Phak chii

29年 11月号

朴廷熙公認会計士事務所

〒542-0081

大阪市中央区南船場 1-16-10 大阪岡本ビル5階

電話：06-6264-6135 F A X：06-6264-6136



いつもお世話になります。先日、大人気の近鉄特急しまかぜに乗って、日帰り旅行をしました。「しまかぜ」に乗車することが旅の一番の目的。1列3シートで全皮張り、全てにマッサージ機能もついています。高級マッサージチェアで移動するようなものです。快適さのあまり伊勢で下車する予定が賢島まで乗り越しました

次のケースで贈与税がかからない方法とは？

結婚して30年以上が経ちます。結婚当初に購入した現在の住まいは古いぶん古くなり、あちらこちらで修繕が必要になってきました。そのためこの機会に、建て替えをしようと思っています。資金については私の退職金を利用するつもりですが、建物の所有権登記では妻にも2000万円程度の持分を持たせたいと思っています。このような状況ですが、贈与税がかからない方法はないのでしょうか？」といったご質問がありました。



結論から言いますと、今回のご質問者の場合は「贈与税の配偶者控除」という特例を適用すれば贈与税はかかりません。これは婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円までの控除（配偶者控除）ができるという特例です。ただし、同じ配偶者からの贈与については、一生に一度しか適用を受けることができません。また日本国内にある居住用不動産が対象になるため、海外移住をするため海外での住まい購入の際に利用する」ということもできません。その他には、贈与税はかかりませんが不動産取得税や登録免許税はかかります。また建物の持分により相続時の小規模宅地等の特例や、譲渡時の居住用財産の3000万円特別控除等を利用する際の適用要件に影響しますので注意が必要です。

オイシイ!

旅のお弁当



李です。特急しまかぜの続きを少々。鶴橋駅から賢島まで乗車時間は約2時間30分。しまかぜには昔でいう食堂車両、今風にいうと2階建のカフェ車両があり、車窓からの景色と食事を楽しむことができます。発車と同時に行列ができるほど人気です。並ぶことが好きではないので、今回は車内販売のしまかぜオリジナル幕の内と伊勢海老小が乗ったシーフードピラフをオーダー。12ブロックに仕切られた中身は3種の変りご飯と9種のおかず。もちろん松坂牛も少〜し入っていました

【今月の教えてキーワード：インフルエンサー】

他者や世間に影響を与える人のこと。SNSやブログ、動画を活用して個人が情報を発信できるようになったことで、近年では特に消費行動において強い影響力を持つ人物としてインターネットマーケティングの分野で多く用いられる。人気タレントやモデル、感度が高い一般人などの発信力を利用し、商品に関する記事や動画、クチコミの投稿を通じて自社の認知向上やブランド戦略、売り上げ拡大につなげる企業も多く出てきている。

【「ぶれない信念」という信念】

会社というのは与えられた仕事を単にこなす場所ではなく、その人の夢や信念を果たす場所なのです——。ザ・リッツ・カールトン・ホテルの創業に参画したホルスト・シュルツ氏の言葉です。信念は成功に欠かせない要素だと昔からよくいわれます。経営者セミナーに参加したS氏もその場で信念の重要性をたたきこまれ帰宅後、すぐ毛筆で「ぶれない信念」と書いて壁に貼り、毎朝毎晩「ぶれない信念」と胸に刻んでいたそうです。しばらくして同窓会に参加したS氏は、懐かしいクラスメイトたちに「やっぱりね、商売は信念が大事なんだよ」と熱く語っていたところ、その中の一人からこんな質問を受けたそうです。

「ところで、お前の信念って何?」「おっ、いい質問だね」張り切って答えようとしたS氏ですが、なぜか言葉が続きません。そのとき初めて気が付きました。肝心の信念が・・・ない! 「ぶれない信念」のインパクトが強烈だったのか、「ぶれない信念」という言葉自体が信念になってしまい、肝心要の信念の中身がカラッポだったのです。

こういう人いるいる!と言いたいところですが、実は誰にでもよくあることなのです。朝礼で「今は大変な時期ですが、この状況から決して逃げ出さず、信念を持って努力を続ければ必ず道は開けると信じています」と社員を鼓舞する社長。わが社の信念、自分の信念、ちゃんと理解して話しているのでしょうか。その信念を社員と共有できていますか。「よし頑張るぞ!」「何を?」「何だっけ?」みたいなことになっていないのでしょうか。元リコー会長の桜井正光氏もかつて「トップが何事か

を決断する場合、情熱と信念を持って自分の考えを説かなければ人はついてこない」とおっしゃいました。

欧州でのビジネス経験が長かった桜井氏は「環境への配慮は企業の競争力強化につながる」との信念を持つようになり、その信念のもとで環境経営を加速したそうです。「ぶれない信念」が信念になっていないか今一度、自分と向き合ってみてくださいね。



今月のいろいろ「掲示板」

【労基署調査について】

2015年・厚生労働省内に過重労働撲滅特別対策班という部署を設置。国税庁のマルサ同様組織。労働基準監監督官が調査でほぼ必ず確認する事項は次の3項目。

1. 労働時間に関する事項
(労働時間の長さ、過重労働)
2. 賃金に関する事項
(正しい労働時間に基づいた賃金計算がされているか)
3. 安全衛生に関する事項
(業務に起因する怪我や病気の発生と防止に取り組んでいるかや就労環境、健康診断の実施)

